

川口市工事成績評定要領の一部改正について 概要

川口市総務部検査室

より適正に工事の成績評定を行うため、所要の改正を行うもの
(A、B上、B、B下、C表記を廃止します。)

1. 評価区分による評定を廃止

A、B上、B、B下、C表記を廃止し、評定点のみの表記とします。

2. 評価方法等の特例の追加

工期が長期にわたる場合等における評定方法の特例を設けるもの

3. 施行期日

令和4年4月1日から施行し、1については、同日以後に当初契約を締結する工事及び令和3年度中に契約を締結したゼロ債務工事に適用します。

※ 令和4年3月31日までに当初契約を締結した工事(令和3年度中に契約を締結したゼロ債務工事を除く)については、これまでどおり評定点とA、B上、B、B下、Cを併記した評定結果をお渡しします。

